

弘前市健康づくり表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において市民の健康づくりに寄与する活動に自主的かつ積極的に取り組む市民、企業、市民団体、グループ等を称賛するとともに、広くこれを公表することにより、弘前市健康増進計画（健康ひろさき21）に基づく市民の健康増進に向けた総合的な対策をさらに推進し、もって市民の健康増進に向けた機運の醸成、ひいては市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(表彰の部)

第2条 この要綱に定める表彰の部は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体の部 その内部において、所属し、又は参加する者を対象とした健康づくりに関する活動を自主的かつ積極的に行う企業、市民団体、グループ等（以下「企業等」という。）を表彰する。
- (2) 地域の部 地域等において、住民等を対象とした健康づくりに関する活動を自主的かつ積極的に行う市民及び企業等を表彰する。

2 前項の部門については、双方に該当するときは、双方の部門での表彰をすることができるものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、市民及び市内に事業所又は活動拠点を置く企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康づくりの目的をもって年間を通じて継続的に活動しており、今後も継続性及び発展性が期待されること。
- (2) 前号の活動期間が2年以上あること。
- (3) 前条第1号の団体の部においては、5名以上が所属し、又は参加していること。
- (4) 前条第2号の地域の部においては、5名以上の地域住民等が活動に参加していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象外とする。

- (1) 市が健康づくり施策の一環として組織し、育成又は運営を支援している企業等であること。
- (2) 活動が競技を主目的としていること。
- (3) 活動が営利を目的としていること。
- (4) その他表彰することが不相当と認められること。

(表彰の対象活動)

第4条 表彰の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 身体活動・運動の習慣化や促進に関すること。
- (2) 栄養・食生活の改善に関すること。
- (3) 健康教養の向上に関すること。
- (4) 歯・口腔の健康保持に関すること。
- (5) メンタルヘルスの推進に関すること。
- (6) 禁煙支援・受動喫煙の防止に関すること。
- (7) その他健康づくりに寄与するものと認められる活動。

(表彰の回数)

第5条 表彰は、一の年度につき1回行うものとする。

(応募方法)

第6条 表彰の候補となるための応募は、自薦又は他薦により行うものとする。

2 前項の自薦又は他薦は、弘前市健康づくり表彰応募申込書（別紙様式）を市長に提出することにより、行うものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 表彰される者(以下「被表彰者」という。)は、前条の応募があったものの中から、弘前市健康づくり推進審議会の審査を経て、市長が決定する。

(表彰状の授与)

第8条 市長は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、被表彰者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認められるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、市長は、表彰を取り消された被表彰者に対して、既に受領した表彰状の返還を求めることができる。

(再度の表彰)

第10条 既に本要綱により表彰を受けた市民又は企業等であっても既に表彰をされた活動からさらに発展した活動を行った場合は、再度これを表彰することができる。

(表彰結果の公表)

第11条 被表彰者の氏名及び表彰された取組は、市の広報紙、ホームページ等で公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。